

# 駐輪場利用案内

## ゲート式の駐輪場用

対象  
駐輪場

谷塚(第1・第2駐輪場)  
草加(第1・北駐輪場)  
獨協大学前

駐輪場利用時間:24時間利用可能

### 定期利用

#### ◎新規利用受付

受付期間 毎月25日から月末までに先着順で翌月分の定期を発売いたします。

受付時間 駐輪場により異なります。(詳しくは当社ホームページでご確認ください。)

※谷塚第1駐輪場は「谷塚第2駐輪場」で受付を行っております。

利用料金 (1ヶ月・税込) 駐輪場により異なります。(詳しくは現地駐輪場内の案内看板または当社ホームページでご確認ください。)

手続方法

駐輪場窓口にて受付

- 受付時間内に駐輪場窓口にお越しください。
- 定期利用申込書をお渡しいたします。
- ※申込受付場所は現地駐輪場窓口のみです。  
予約受付はしていません。

定期利用申込書の記入

- 定期利用申込書に必要事項をご記入ください。
- 学生(高校生以下)の方は、学生証をご提示いただきますので、ご持参ください。

定期利用料金等のお支払い

- 定期利用料金と新規申込手数料1,000円をお支払いください。
- 利用約款をお渡しいたしますので、ご利用前に必ずご覧ください。

定期利用料金のお支払い

- 駐輪場窓口横の定期券売機に定期券カードを入れ、定期利用料金をお支払いください。
- 券売機より発行された定期利用シールを自転車等の後輪泥よけカバーに貼り、手続きは完了です。

#### ◎更新手続き

更新期間 毎月20日から月末までに翌月分の定期を更新願います。

受付時間 場内設置の定期更新機にて24時間更新が可能です。

手続方法 ●定期更新機に定期券カードをかざし、定期利用料金をお支払いください。(現金・交通系ICカード可)  
●券売機から新しく発行された定期利用シールを自転車等の後輪泥よけカバーにお貼りください。  
◎以後の更新手続きも同様です。

注意事項 更新期間内に更新されていない場合は、自動解約となり、入退場ができなくなります。

## 一時利用

### ◎利用方法

利用時間 24時間利用可能

利用料金 駐輪場により異なります。(詳しくは現地駐輪場内の案内看板または当社ホームページでご確認ください。)

### 利用方法

#### 入場時

入場ゲートで駐車券を発券

●タイヤの厚み・幅が65mmを超える車両は、バイク料金が適用されます。

一時利用ゾーンに駐輪

●一時利用ゾーンに駐輪し、鍵をかけてください。

#### 出場時

事前精算機で利用料金のお支払い

●事前精算がお済でない場合、出口ゲートで読取不良となります。

●駐車券紛失の場合は、紛失料がかかります。

出口ゲートで駐車券の読み込み

●事前精算済みの駐車券で出場してください。

#### 【ご利用方法や機器の不具合等に関するお問い合わせ先】

アマノマネジメントサービス株式会社

0120-951-365 (24時間対応)

## お願い

- ◎濡れた駐車券や折れた駐車券は、精算機が故障するため、絶対に入れないでください。
- ◎各駐輪場は、自転車・バイクの駐輪場所を提供するものであり、自転車等を預かって保管するものではありませんので、駐輪場内における自転車等の盗難、破損、紛失、焼失、冠水等の事故にかかる損失等については、一切の責任を負いません。予めご了承ください。
- ◎駐輪の際は、必ず鍵を二重におかけください。
- ◎自転車等の盗難・いたずら等の被害に遭われた場合は、最寄りの警察署・交番に届出をお願いいたします。



## 駐輪場利用約款（ゲート式）

### （総則）

- 1 東武不動産株式会社（以下「当社」という。）が管理・運営する駐輪場を利用する方（以下「利用者」という。）は、本約款に記載してある事項および駐輪場内に掲示している当駐輪場の利用方法に関する案内、注意事項その他掲示された内容につき承諾のうえ利用するものとします。

### （利用時間等）

- 2 当駐輪場の利用可能時間は終日とします。管理員は、駐在いたしません。
- 3 駐輪場の定期利用申込受付などの手続きを行う窓口営業時間は、利用案内看板または駐輪場内に掲示します。

### （定期利用の利用手続および利用料金等）

- 4 定期利用の（新規）申込は毎月 25 日から月末までの間に、1 人 1 台（利用者 1 人につき 1 台まで）に限り受け付けます。ただし、特に期間の表示がある場合には、その期間中に受付をします。
- 5 定期利用の申込および契約の手続きは、当社の定めた方式によるものとします。
- 6 契約期間ならびにこれに対応する定期利用料金および各種手数料等は、当社の定めたところにより、利用案内看板、または駐輪場内に掲示します。
- 7 契約手続き後、定期カードを交付します。  
定期カードは駐輪場をご利用の際、必要となります。
- 8 定期利用料金は、利用者から解約申出があった場合は、残期間が 1 ヶ月以上の場合に限り、払戻しをします。

### （定期利用契約の更新）

- 9 定期利用契約の更新は、期間満了月の 20 日から月末までの間に行い、翌月分料金を前払いするものとします。  
ただし、特に期間の表示がある場合には、その期間中に更新を行うものとします。
- 10 前項の期間内に利用契約の更新をしなかった場合は、特に当社の承認がない限り、当該契約は、期間満了の日に終了となります。

### （定期カード等の再交付等）

- 11 定期カードおよび定期利用シールは、紛失、毀損等の事実を確認できる場合に限り、再交付します。ただし、利用者の責に帰すべき事由に基づく紛失、毀損等の場合は、当社規定の手数料をお支払いいただきます。
- 12 定期カードおよび定期利用シールの紛失、毀損等に起因する損害については、当社は一切の責任を負いません。
- 13 利用者は、定期利用契約が終了したときは、定期カードおよび定期利用シールを当社に返却しなければなりません。

### （自転車等の盗難・破損等）

- 14 当駐輪場は、駐輪場所を提供するものであり、自転車・バイク（以下「自転車等」という。）を預かって保管するものではありませんので、駐輪場内における自転車等の盗難、破損、紛失、焼失、冠水等の事故にかかる損失については、一切の責任を負いません。

### （利用上の注意）

- 15 利用者は、管理員から定期カードの提示を求められたときは、これに応じなければなりません。
- 16 利用者は、駐輪場所の指定があるときは、自転車等を所定の場所に正しく駐輪しなければなりません。

次ページもご確認ください



- 17 利用者は、定期利用シールを自転車等の見やすい位置に貼付しなければなりません。定期利用シールが見やすい位置に貼付されていない自転車等は契約外・不正駐輪車両とみなす場合があります。
- 18 利用者は、盗難防止のため自転車等に鍵を備えるとともに、駐輪時は施錠するものとします。
- 19 利用者は、盗難防止のため夜間の駐輪は避けるようにし、やむを得ない事情によって夜間の駐輪をするときは特に安全な施錠をするものとします。
- 20 利用者は、駐輪場内で、火気の使用またはごみ・汚物の散逸など管理上支障となる行為をしてはなりません。
- 21 利用者は、故意または過失によって、駐輪場施設、駐輪場内の他の自転車等または人身に損害を与えたときは、これを弁償しなければなりません。
- 22 当社は、自転車等の整理等のため、利用者の事前の承諾なく、駐輪場内において自転車等を動かす場合があります。
- 23 駐輪場内の施設・設備の工事やレイアウト変更により、駐輪場所を変更する場合があります。
- 24 当社は、次の事項に該当する場合、当駐輪場の利用の申込、または更新をお断りする場合があります。
  - (1) 当駐輪場既定の収容台数に達したとき
  - (2) ゲート装置が作動しないおそれのある特殊な車両、または他車への加害のおそれのある車両等の駐車
  - (3) 利用料金等を滞納したとき
  - (4) 駐輪場の利用についての不正があった時、または管理員の指示に従わないとき
  - (5) 当社の営業の都合上その他やむを得ない事由が発生したとき
- 25 契約期間満了の後、一定期間を経過しても引取りのない自転車は、放置車両として処分します。処分した場合の処分費用は、利用者に請求いたします。
- 26 当駐輪場は停電時にはご利用いただけません。
- 27 万一、駐輪機器・装置の故障による処理・対応に時間を要した場合であっても、それによって生じた損害等の責任・補償等は一切いたしません。
- 28 当社は、利用者間のトラブルや、第三者から受けたトラブルにおける利用者の損害については責任を負いかねます。
- 29 当社および利用者は、駐輪場定期利用申込時および将来において、次の各号の一つにも該当しないことを表明し保証します。
  - (1) 暴力団、暴力団員、総会屋、特殊知能暴力集団等およびこれらと密接な関係を有するもの、その他反社会的勢力と認められるもの（以下あわせて「反社会的勢力」という。）。
  - (2) 反社会的勢力でなくなった日から5年を経過しないもの（以下「元反社会的勢力」という。）。
  - (3) 法人の場合、その株主・役員その他経営を実質的に支配するもの（以下「役員等」という。）が反社会的勢力または元反社会的勢力であること。
  - (4) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、脅迫的行為、その他違法行為をおこなうもの。
- 30 本約款の内容を変更するときは、その効力発生時期を定め、かつ、本約款を変更する旨および変更後の約款の内容ならびにその効力発生時期を駐輪場内における掲示および当社ホームページへの掲載により周知するものとします。